

恵那市太陽光発電施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市内での太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、その安全並びに周辺環境に配慮し、生態系の保護並びに森林機能、自然景観及び住環境の保全を図り、災害等から地域住民の生命、身体又は財産を保護するための方針を定めることを目的とし、恵那市太陽光発電施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものをいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太陽光発電施設を適切に設置するための方針の検討
- (2) 太陽光発電施設を適切に撤去及び処分するための方針の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 恵那市地域自治区会長会議を代表する者
- (2) 太陽光発電施設に関する知識を有する者
- (3) 土木事業に関する知識を有する者
- (4) 法律に関する知識を有する者
- (5) 環境に関する知識を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。